

座間市現場代理人の常駐義務の緩和に関する取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、座間市契約規則（昭和60年座間市規則第17号。以下「規則」という。）

第65条第3項及び座間市工事請負契約約款（以下「約款」という。）第10条第2項の規定に関する取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(対象工事等)

第2条 発注者は、次の各号のいずれにも該当する工事について、現場代理人を兼任させようとする場合に限り、現場代理人を常駐（当該工事のみを担当し、かつ、当該工事現場に滞在することをいう。以下同じ。）としないことができるものとする。ただし、発注者が工事の内容及び特殊性、安全管理上等の理由により兼任を認めることが適当でないと判断した場合は、この限りでない。

- (1) 入札案件概要書に現場代理人の兼任が可能と掲載されている工事であること。
- (2) 本市（上下水道局含む。）発注の工事同士の組合せであること。
- (3) 本市に本店を有する者が受注した工事であること。
- (4) 兼任する工事は、いずれも予定価格が4,000万円未満（建築一式工事は8,000万円未満）であること。
- (5) 現場代理人が建設業法第7条第1項第2号又は第15条第1項第2号の規定による営業所の専任技術者でないこと。

2 現場代理人を兼任することができる工事は2件までとし、受注者1者について4件までとする。

(常駐を要しない期間等)

第3条 前条の規定により現場代理人を常駐としないことができる工事において、現場代理人の工事現場への常駐を要しない期間は、入札案件概要書、設計図書等において定める。

2 受注者は、前項の規定により現場代理人の工事現場への常駐を要しない期間については、発注者と常に連絡を取れる体制が確保され、いずれの期間も設計図書、打合せ記録簿等により明確となっており、発注者の承認を得なければならない。

(現場代理人兼任届)

第4条 兼任配置をしようとするときは、規則第65条第1項に定める現場代理人、主任技術者等及び専門技術者届の提出と同時に、現場代理人兼任（変更）届（第1号様式）を工事主管課へ提出しなければならない。

2 現場代理人を変更しようとするときは、その工事の監督員とあらかじめ協議した上、現場代理人兼任（変更）届を工事主管課へ提出しなければならない。

3 現場代理人の兼任を解除するときは、速やかに現場代理人兼任解除届（第2号様式）を工事主管課へ提出しなければならない。

(連絡員)

第5条 受注者は、現場代理人を兼任配置しようとするときは、工事ごとに連絡員を選定し、及び現場代理人兼任(変更)届を工事主管課に提出し、並びに工事現場との連絡を確実に行うことができる体制を整えておかななければならない。

2 現場代理人は、規則第65条第3項及び約款第10条第2項の規定により委任された権限を、連絡員に再委任することはできない。

3 受注者は、連絡員を下請負人から選定する場合は、下請負人との契約が確認できる書類を、工事主管課に提出しなければならない。

(兼任配置とした場合の取扱い)

第6条 発注者は、兼任配置をした工事の施工中において、安全管理、工程管理等施工管理体制が不十分と判断し、その兼任配置を継続することが適当でないと認めるときは、受注者に対して説明を求めるものとし、改善が認められないときは、兼任配置を解除することができる。

(兼任配置とすることができない場合)

第7条 次の各号のいずれかに該当するときは、兼任配置することができない。

(1) 入札の公告において、兼任配置とすることができない旨を明示した工事であるとき。

(2) 前年度中に完成した「座間市工事成績評定結果の公表に関する実施要領」の対象となった工事において、工事成績評定点が65点未満の工事があるとき。

(3) 現在施工中の工事の管理体制が良好でないなど、兼任配置とすることが適当でないと認められるとき。

(4) 兼任配置しようとする工事が夜間工事であるとき。

2 設計変更等により、兼任配置している工事が夜間工事となった場合、現場代理人兼任解除届を工事主管課へ提出しなければならない。

(安全管理等)

第8条 受注者は、兼任配置としたことにより安全管理の不徹底に起因する事故等が起きることがないように、工事現場における安全管理及び工程管理について、より一層配慮しなければならない。この場合において、降雨や強風時、降雪時、地震等の自然災害時の事前、事後の現場管理は徹底する。

(変更契約時の取扱い)

第9条 兼任配置とした工事について、その後の設計変更により第2条第1項第4号の条件を満たさなくなった場合においても、兼任配置の解除はしないものとする。ただし、現場代理人が主任技術者を兼ねている場合において、当該主任技術者につき専任義務が生じたときは解除しなければならない。

附 則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。

主 管		工事担当		合 議		契約担当	
課 長	係 長	合 議	担 当	課 長	係 長	合 議	担 当

現場代理人兼任（変更）届

年 月 日

（宛先）座間市長

請負人

座間市現場代理人の常駐義務の緩和に関する取扱要領に基づき、次の工事について現場代理人を兼任（変更）することとし、それぞれに連絡員を設置（変更）しますので届け出ます。

なお、両工事の施工に当たっては、関係法令等を遵守し、安全管理及び工程管理に万全を期し、万一施工が不適切と判断されたときは、兼任の解除を指示されても何ら異議を申しません。

現場代理人住所							
現場代理人氏名						電話番号	
現に 施工 中の 工事	工事名						
	工期	年 月 日から			年 月 日まで		
	契約金額						
	工事主管課					監督員	
	連絡員氏名					電話番号	
新規 請負 工事	工事名						
	工期	年 月 日から			年 月 日まで		
	契約金額						
	工事主管課					監督員	
	連絡員氏名					電話番号	

※ 連絡員を下請負人から選定するときは、下請負人との契約が確認できる書類を添付すること。

特 記 事 項

座間市工事請負契約約款第10条第3項の規定により現場代理人に、本工事以外の工事の現場代理人に従事する者を充てる場合について、必要な事項を定める。

第1条 受注者は、座間市が発注した本工事以外の1件の工事の現場代理人に従事する者を当該工事の発注者の承認の上、本工事の現場代理人に定めることができる。

ただし、発注者が、本工事以外の工事の現場代理人に従事する者が本工事の現場代理人を兼ねることが適当でないとする場合は、この限りではない。

第2条 受注者は、本工事以外の工事の現場代理人として従事する者を本工事の現場代理人に定めるときは、速やかに連絡員を定め発注者に通知しなければならない。

2 現場代理人が作業期間中に工事現場を離れる場合は、連絡員は工事現場に滞在し、発注者と現場代理人との連絡に支障をきたさないようにしなければならない。

3 現場代理人は、工事請負契約書第10条第2項の規定により委任された権限を、連絡員に再委任することはできない。

第3条 受注者は、現場代理人が兼務をしなくなったときは、発注者にその旨を届け出なければならない。

第4条 第1条及び第2条の規定は、現場代理人が工事現場に不在中における受注者の請負者としての義務を、発注者が免除するものではない。

主 管		工事担当		合 議		契約担当	
課 長	係 長	合 議	担 当	課 長	係 長	合 議	担 当

現場代理人兼任解除届

年 月 日

（宛先）座間市長

請負人

座間市現場代理人の常駐義務の緩和に関する取扱要領に基づき、次のとおり現場代理人の兼任を解除することとしましたので届け出ます。

現場代理人氏名		
解 除 す る 工 事	工事名	
	工期	年 月 日から 年 月 日まで
	契約金額	
	完成（解除）日	年 月 日
	解除事由	
施 工 中 の 工 事	工事名	
	工期	年 月 日から 年 月 日まで
	契約金額	

※ 工事の完成により兼務を解除する場合は、契約期間中の工事主管課へ提出すること。

※ 両工事の施工中に兼務を解除する場合は、それぞれの工事主管課へ提出すること。